

三次市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成18年度	59,734	39,439,176	265,799	5,478,540	13.9	14.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	640	2,527,089	326,362	1,024,861	3,878,312	6,060	6,333

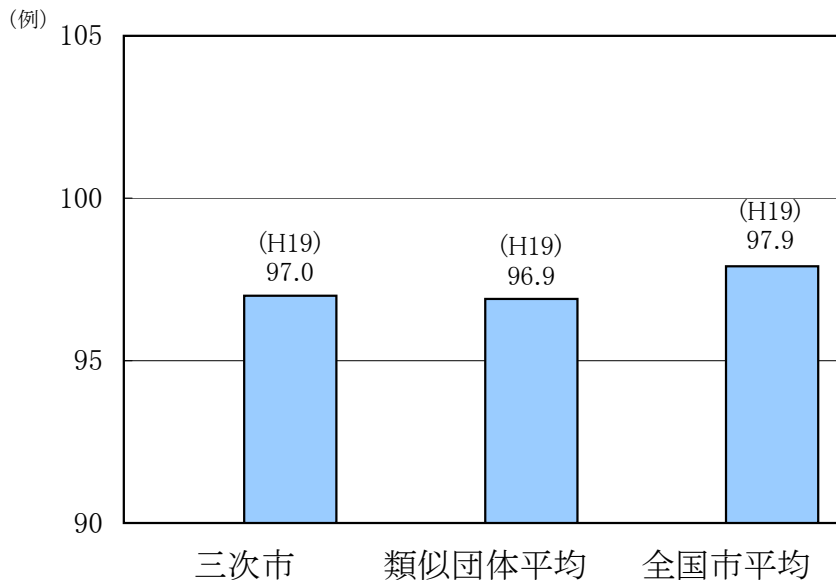
(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成16年4月1日新設合併。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職

(2007(平成19年)4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三次市	42歳7月	337,198 円	411,654 円	363,454 円
広島県	43歳4月	355,252 円	423,302 円	383,919 円
国	40歳7月	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43歳8月	343,951 円	408,150 円	376,934 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三次市	47歳10月	53 人	353,742 円	403,891 円	369,338 円	—	—	—	—
うち清掃職員	46歳9月	18 人	367,439 円	433,777 円	392,594 円	廃棄物処理 業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.45
うち学校給食員	46歳1月	17 人	332,329 円	368,181 円	343,253 円	調理士	40.8 歳	244,200 円	1.51
広島県	歳月	188 人	364,837 円	418,753 円	381,228 円	—	—	—	—
国	48歳8月	5,193 人	287,094 円	— 円	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	歳月	63 人	313,225 円	346,246 円	330,862 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	公 務 員		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三次市	— 円	— 円	—
うち清掃職員	6,957,115 円	4,192,600 円	1.66
うち学校給食員	5,951,037 円	3,334,000 円	1.78

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 公務員においては臨時・非常勤等非正規職員を含みませんが、賃金構造基本統計調査は一定の条件のもとでアルバイト等非正規社員も含まれています。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等の点において、完全に一致しているものではありません。

4 賃金構造基本統計調査が企業規模10人以上の企業を対象とするのに対し、人事院及び広島県人事委員会の民間給与実態調査は事業所規模50人以上の事業所を対象としています。

広島県人事委員会の民間給与実態調査(技能・労務関係職種:電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員)の状況は次のとおりです。

平均年齢	平均給与月額	年収ベース
51.8歳	390,100 円	5,747,500 円

(2) 職員の初任給の状況

(2007(平成19年)4月1日現在)

区 分		三 次 市	広 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	170,200 円	170,200 円
	高 校 卒	142,800 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	142,800 円	135,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(2006(平成18年)4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	281,949 円	325,207 円	375,850 円
	高校卒	253,292 円	295,017 円	321,789 円
技能労務職	高校卒	205,000 円	該当者なし	310,600 円
	中学卒	該当者なし	274,900 円	306,333 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

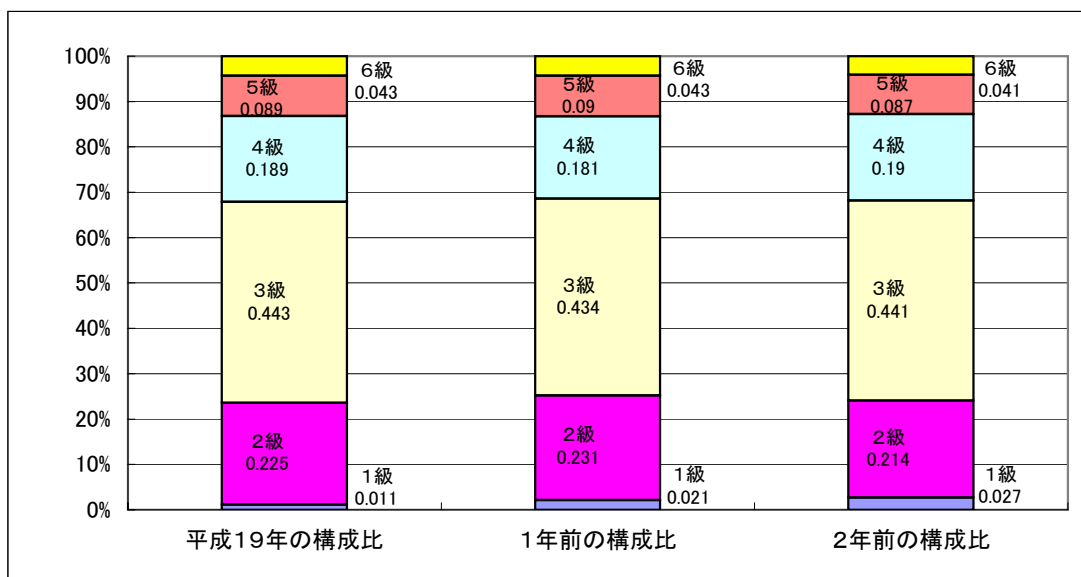
(1) 一般行政職の級別職員数の状況

(2006(平成18年)4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師	5 人	1.1 %
2 級	主任主事・主任技師	104 人	22.5 %
3 級	主任	204 人	44.3 %
4 級	グループマネージャー・チームリーダー	87 人	18.9 %
5 級	監・室長	41 人	8.9 %
6 級	部長	20 人	4.3 %

(注)1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

実施していない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三次市	広島県	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,589 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,927 千円	—
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%、管理職加算10～25%

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況 平成18年7月から、管理職を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施した
2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況 管理職については、予め設定した成果目標に対する業績に対して、5段階(A～E)の絶対評価を実施し、その評価結果に基づき、成績率を決定。平成18年12月の勤勉手当において反映させた。

(2) 退職手当

(2008(平成19年)4月1日現在)

三 次 市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.00 月分 27.30 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置として2%～20%を加算 (退職時特別昇給 無)	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置として2%～20%を加算 ・職制上の段階、職務の級等による調整額の加算
1人当たり平均支給額 1,898 千円 24,165 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(2006(平成18年)4月1日現在)

支給実績(2006(平成18)年度決算)			189 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2006(平成18)年度決算)			94,374 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
広島市	3 %	3 人	5 %

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。
(平成22年度の制度完成時における国の支給率は6%)

(4) 特殊勤務手当

(2007(平成19年)4月1日現在)

支給実績(2006(平成18)年度決算)		45,096 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2006(平成18)年度決算)		208,777 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(2006(平成18)年度決算)		21.4 %	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	
防疫等作業従事手当	防疫作業を行った職員	防疫作業に従事したとき	
行旅死亡人等取扱手当	行路病人の救護の作業に従事した職員	行路病人の救護の作業に従事したとき	
	行路死亡人の収容の作業に従事した職員	行路死亡人の収容の作業に従事したとき	
放射線・検査取扱手当	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	
夜間看護手当	深夜に看護業務に従事した看護師	2時間未満	2,000円
		2時間以上4時間未満	2,900円
		4時間以上	3,300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(2005(平成17)年度決算)	450,269 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2005(平成17)年度決算)	478 千円
支給実績(2006(平成18)年度決算)	365,880 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2006(平成18)年度決算)	362 千円

(6) その他の手当

(2007(平成19年)4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(2006(平成18)年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ		106,199 千円	215,851 円
	配偶者以外1人目(扶養配偶者有) 6,000 円				
	配偶者以外1人目(非扶養配偶者有) 6,500 円				
	配偶者以外1人目(配偶者無) 11,000 円				
	配偶者以外2人目 6,000 円				
	配偶者以外3人目以降 6,000 円				
	満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算				
住居手当	持家(新築・購入後5年間) 2,500 円	同じ		50,272 千円	206,031 円
	借家(上限) 27,000 円				
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員	同じ		64,295 千円	76,816 円
	交通機関(1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円				
	交通用具(1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円				
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 23,000円～45,000円(距離加算)	同じ		0 千円	0 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員	異なる	給料月額×8～25%	35,484 千円	466,895 円
	行政職部長級 53,000 円				
	行政職次長級 41,000 円				
	医療職部長級 81,000 円				
	医療職次長級 56,000 円				
	行政・医療職室長級 31,000 円				
	(平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)				
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ		0 千円	0 円

病院職員の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(2005(平成17)年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 給料の時間単価×0.25×時間数	同じ		23,859 千円	140,345 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一般行政職 4,200 円 医療技能職 7,200 円 医師 20,000 円 自宅待機 3,600 円	準拠	自宅待機を命ぜられた職員 無	39,325 千円	336,110 円
管理職特別勤務手当	週休日等に臨時・緊急の必要により勤務した管理職員 4,000円～12,000円	同		897 千円	448,500 円
特地勤務手当	医師、歯科医師が赴任する場合の生活不便に対し、医師、歯科医師確保のため (給料月額+扶養手当月額)×15%	準拠	地域によって支給の有無がある	37,436 千円	680,651 円

5 特別職の報酬等の状況

(2006(平成18)年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
		三次市	(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	市 長	900,000 円	円 / 円	
	副 市 長	730,000 円	円 / 円	
報酬	議 長	454,000 円	円 / 円	
	副 議 長	407,000 円	円 / 円	
	議 員	371,000 円	円 / 円	
期末手当	市 長	(平成19年度支給割合)		
	副 市 長	4.015 月分		
	議 長	(平成19年度支給割合)		
	副 議 長	4.45 月分		
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×支給率(5.0)×年数	(1期の手当額) 18,000,000 円	(支給時期) 退職時
	副 市 長	給料月額×支給率(3.0)×年数	8,760,000 円	退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48年)勤めた場合における退職手当の見込額である

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

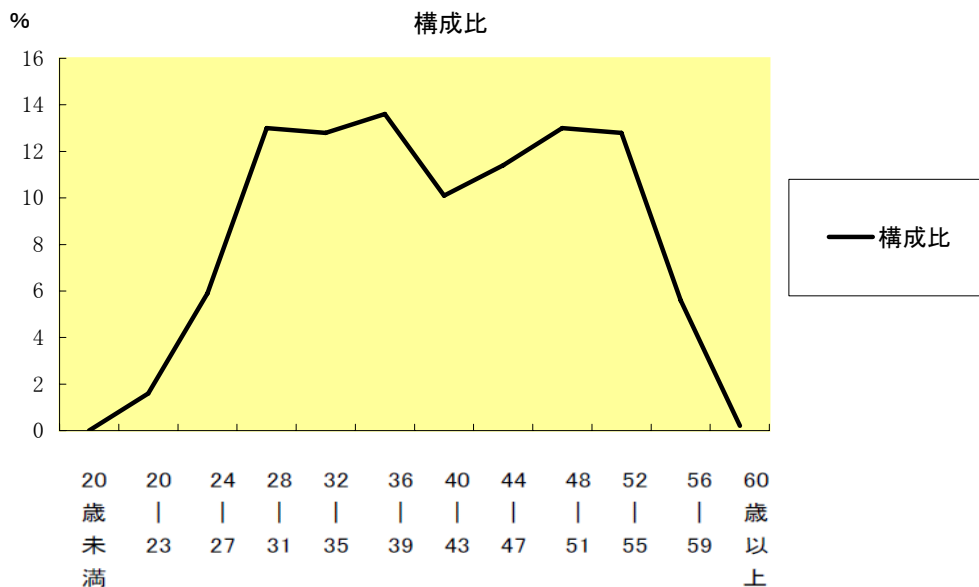
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成18年	平成19年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	・事務の統廃合縮小による減 ・権限移譲による増 など
	総 務	190	182	△ 8	
	税 務	40	37	△ 3	
	民 生	205	204	△ 1	
	衛 生	38	37	△ 1	
	労 働	1	1	0	
	農林水産	42	41	△ 1	
	商 工 土 木	8 58	8 54	0 △ 4	
小 計		589	571	△ 18	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.59 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61.85 人)
部 行 特 門 政 別	教育関係	52	52	0	
	小 計	52	52	0	
会 公 計 営 部 企 門 業 等	病 院	316	331	15	・医療体制の充実
	水 道	15	15	0	
	その他	45	42	△ 3	
	小 計	376	388	12	
合 計		1,017 [1,287]	1,011 [1,287]	△ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 169.25 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況

(2007(平成19)年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳未満	計
職員数	人 0	人 16	人 60	人 132	人 129	人 138	人 102	人 115	人 131	人 129	人 57	人 2	人 1,011

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 1,046	人 992	人 54	% 5.2

(参考)三次市行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年度	平成26年度	158人(21%)減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	17年～19年	(参 考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	計	
総職員	職員数	1,046	1,018	1,012	—	992
	増 減		△28	△6	△34(63.0%)	△54
公営企業 等会計	職員数	359	350	363	—	362
	増 減		△9	13	4	3

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 18年度	818,721	81,700	78,370	9.6	12.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 18年度	10	43,026	7,141	17,447	67,614	6,761	6,895

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成16年4月1日新設合併。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

(2007(平成19)年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 次 市	42歳7月	352,930 円	526,536 円
団 体 平 均	45歳3月	375,666 円	572,943 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 次 市		三 次 市 (一 般 行 政 職)	
1人当たり平均支給額(2006(平成18)年度)		1人当たり平均支給額(2006(平成18)年度)	
1,745 千円		1,589 千円	
(2006(平成18)年度支給割合)		(2006(平成18)年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	

イ 退職手当

(2007(平成19)年4月1日現在)

三 次 市			三 次 市 (一 般 行 政 職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置として2%~20%を加算 (退職時特別昇給 無)			・定年前早期退職特例措置として2%~20%を加算 (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	1,898 千円	24,165 千円

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(2005(平成17)年度決算)	5,235 千円
職員1人当たり平均支給年額((2005(平成17)年度決算)	436 千円
支給実績(2006(平成18)年度決算)	4,472 千円
職員1人当たり平均支給年額(2006(平成18)年度決算)	447 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当

(2007(平成19)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(2006(平成18)年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ		1,152 千円	230,400 円
	配偶者以外1人目(扶養配偶者有) 6,000 円				
	配偶者以外1人目(非扶養配偶者有) 6,500 円				
	配偶者以外1人目(配偶者無) 11,000 円				
	配偶者以外2人目 6,000 円				
	配偶者以外3人目以降 6,000 円				
満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算					
住居手当	持家(新築・購入後5年間) 2,500 円	同じ		60 千円	30,000 円
	借家(上限) 27,000 円				
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員	同じ		766 千円	76,560 円
	交通機関(1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円				
	交通用具(1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円				
管理職手当	管理監督の地位にある職員	異なる	給料月額×8~25%	372 千円	372,000 円
	行政職部長級 53,000 円				
	行政職次長級 41,000 円				
	医療職部長級 81,000 円				
	医療職次長級 56,000 円				
行政・医療職室長級 31,000 円					
(平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)					

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

6 (3) ①参照

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なものを記入)

時 期	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時間	休憩時間	休息時間
平成18年7月31日以前	40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15 17:00～17:15
平成18年8月1日以降	40時間	8:30	17:30	12:00～13:00	廃止

(2) 年次有給休暇の取得状況 (2006(平成18)年1月1日～2006(平成18)年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C (日)	取得率 B/A (%)
36,615	8,247.6	929	8.9	22.5

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況 (2006(平成18)年4月1日～2007(平成19)年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数
114,049	13.9

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。

2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員(管理職を除く)数で除したものの。

(4) 特別休暇等の状況

(2007(平成19)年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認められる期間	有給	同じ	
証人、鑑定人、参考人等としての官公庁へ出頭	必要と認められる期間(往復に要する時間を含む)	有給	同じ	
ドナー休暇	必要と認められる期間(往復に要する時間を含む)	有給	同じ	
ボランティア休暇	暦年で5日以内	有給	同じ	
職員の結婚休暇	連続する5日以内	有給	同じ	
産前休暇	出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合14週間)以内	有給	準拠	
産後休暇	出産日翌日から8週間以内	有給	同じ	
妊産婦の健康審査等	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは1週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回。	有給	異なる	
妊娠中の職員の通勤緩和	1時間/日	有給	異なる	国は、制度なし
生理休暇	2日/回以内	有給	異なる	国は、制度なし
保育時間	1日2回、それぞれ30分	有給	同じ	
配偶者の出産	出産のため入院する日から産後2週間以内で2日以内	有給	同じ	
子の看護	小学校就学までの子の看護について5日/暦年以内	有給	同じ	
忌引	親族に応じ1～7日間	有給	同じ	
父母の追悼	1日/年、死亡後15年以内	有給	同じ	
夏季休暇	7月～9月の間で原則連続3日以内	有給	同じ	
住宅の滅失・損壊	連続7日以内	有給	同じ	
災害等による出勤困難	必要と認められる時間	有給	同じ	
退勤時の危険回避	必要と認められる時間	有給	同じ	
リフレッシュ休暇	2日/年度	有給	異なる	国は、制度なし
お父さんお母さん休暇(平成18年度新設)	1歳6箇月未満の子を有する職員で、配偶者と共に子育てに専念する場合。一人の子どもにつき最長2箇月(1箇月単位)	有給	異なる	国は、制度なし

(注) 上記以外に介護休暇及び育児休業制度等があります。

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (2006(平成18)年4月1日～2007(平成19)年3月31日) (単位:人)

区	分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号					
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号			6		6
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号					
職制, 定数の改廃, 予算の減少により廃職, 過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号					
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号					
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項					
計				6		6

(2) 懲戒処分者数 (2006(平成18)年4月1日～2007(平成19)年3月31日) (単位:人)

区	分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号						
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号		1				12
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号						
計			1				12

(注) 「訓告等」とは, 事件当事者又は監督者に対して訓告, 厳重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

10 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)に基づく派遣の状況

(2007(平成19)年4月1日現在)

派遣形態	根拠	法人名	派遣職員数(人)		
			役員	職員	合計
職員派遣	特別の法律で設立された法人派遣法第2条第1項第3号	広島県土地開発公社	0	1	1
計			0	1	1

11 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

① 研修に関する基本方針の策定(地方公務員法第39条第2項)

策定の有無	策定期期
有	2006(平成18)年4月

② 研修の実施状況 (2006(平成18)年4月1日～2007(平成19)年3月31日)

機関別研修	本年度参加者数	備考
ひろしま自治人材開発機構	78	
その他の派遣研修	217	
独自研修	500	
計	795	

(2) 職員の勤務成績の評定の状況(地方公務員法第40条)

① 勤務評定の実施状況

実施の有無	導入時期
有	2006(平成18)年4月

(注) 平成18年度から管理職員に適用

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

13 職員互助会の運営状況について

三次市職員互助会は、相互扶助の精神により、会員の生活の安定と生活文化の向上のため必要な福利厚生事業を行い、併せて会員の親睦を図ることを目的としています。

平成18年度の決算状況は次のとおりで、市の公費負担は3,940,000円(会費の約2分の1)です。

また、職員駐車場の利用者は、駐車場利用料金1,000円/月を互助会に支払い、互助会から市へ一括して6,872,000円を納入しました。

平成18年度三次市職員互助会一般会計決算

(単位：円)

歳 入				
科 目	当初予算	決算額	比 較	説 明
会費等	14,400,000	14,749,518	349,518	会費4～3月分 7,877,518円 職員駐車場利用協力金4～3月分 6,872,000円
負担金	6,400,000	6,700,000	300,000	負担金等(市負担金 3,940,000円) (共済互助会 2,760,000円)
繰越金	4,195,000	4,194,976	△24	前年度余剰金
諸収入	1,000	36,192	35,192	預金利息 14,352円 その他 21,800円
借入金	30,000,000	30,000,000	0	市からの借入金
合 計	54,996,000	55,680,686	684,686	

歳 出				
科 目	当初予算	決算額	比 較	説 明
会議費	10,000	0	△10,000	理事会等
事務費	150,000	83,831	△66,189	消耗品費等
給付費	5,500,000	4,326,000	△1,174,000	死亡弔慰金, 出産祝(見舞)金, 傷病見舞金, 結婚祝金, 罹災見舞金
事業費	5,726,000	4,390,033	△1,335,967	健康推進事業, 文化・体育事業, 子育て支援事業, やる気応援事業
協力金	6,600,000	6,872,000	272,000	職員駐車場利用協力金(市へ納入)
返還金	30,000,000	30,000,000	0	貸付事業の市への返還金
基金積立	7,000,000	7,000,000	0	基金積立
繰出金	0	0	0	購買事業特別会計へ (管理諸費: 土地, 建物, 電気の使用料 は, 購買事業特別会計から市へ納入)
予備費	10,000	0	△10,000	
合 計	54,996,000	52,671,864	△2,324,136	

歳入55,680,686円 - 歳出52,671,864円 = 3,008,822円⇒平成19年度へ繰越

平成19年度の予算は次のとおりで、市の公費負担は廃止しました。

平成19年度三次市職員互助会一般会計予算

(単位：千円)

歳 入				
科 目	本年度	前年度	比 較	説 明
会費等	14,760	14,400	360	会費(1,011人分 650,000円/月) 7,800,000円 職員駐車場利用協力金(580,000円/月) 6,960,000円
負担金	2,700	6,400	△3,700	負担金等 (市負担金 0円) (共済互助会 2,700,000円)
繰越金	3,008	4,195	△1,187	前年度余剰金
諸収入	1	1	0	預金利息 1,000円
借入金	20,000	30,000	△10,000	市からの借入金
合 計	40,469	54,996	△14,527	

歳 出				
科 目	本年度	前年度	比 較	説 明
会議費	10	10	0	理事会等
事務費	92	150	△58	消耗品費等
給付費	5,600	5,500	100	死亡弔慰金, 出産祝(見舞)金, 傷病見舞金, 結婚祝金, 罹災見舞金
事業費	5,797	5,726	71	健康推進事業, 文化・体育事業, 子育て支援事業, やる気応援事業
協力金	6,960	6,600	360	職員駐車場利用協力金(市へ納入)
返還金	20,000	30,000	△10,000	貸付事業の市への返還金
基金積立	2,000	7,000	△5,000	基金積立
繰出金	0	0	0	
予備費	10	10	0	
合 計	40,469	54,996	△14,527	

なお、平成20年度では、市からの借入金を10,000(千円)削減する予定です。